

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設）	事業番号	C-7-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	110,900（千円）		全体事業費	951,900（千円）	

事業概要

真野川漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受けるとともに、原子力災害の影響により操業ができない状況である。このような状況の中、今後、30隻、70名が操業を計画しており、早急な復旧が望まれているため、平成26年度までには、荷捌き施設等操業に最低限必要な施設を整備し、平成27年度からの一部操業再開を目指し、平成27年度には、作業場の整備を行い、本格復旧を目指す。25年度は各施設の設計費と附帯施設工事費を要求し、26年度、27年度には設計した施設に対する工事費を計上することとする。

【水産業共同利用施設の整備計画】

- ・海水処理施設（25年度） 設計費 10,000 千円
- ・荷捌き所施設（25年度） 設計費 18,000 千円
- ・作業保管施設（25年度） 設計費 9,000 千円
- ・鮮度保持施設（25年度） 設計費 9,600 千円
- ・作業軽労化施設（25年度） 設計費 6,500 千円
- ・附帯施設工事一式（25年度） 8,000 千円

＜南相馬市復興計画 33 頁＞

- 農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩）
- ・地震や津波により被害を受けた漁業関連施設の整備費や共同利用する漁船や漁具の導入費など漁業者の経営支援に取り組みます。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

- ＜平成 25 年度＞ 設計（海水処理施設、荷捌き施設、作業保管施設、鮮度保持施設、作業軽労化施設）、付帯工事
- ＜平成 26 年度＞ 工事（海水処理施設、荷捌き施設、作業保管施設、鮮度保持施設）
- ＜平成 27 年度＞ 工事（作業軽労化施設）

東日本大震災の被害との関係

被害額は、真野川漁港では係留施設、輸送施設、航路・泊地などの25施設で約29億円の損害額、漁港海岸では12施設で約40億円の損害額が出ている。組合員は16名減少、漁船は39隻減少した。通年で30隻70名が操業を計画しており、南相馬市の漁業生産活動を活発にし、もって水産物の安定供給を早期に実現する。

関連する災害復旧事業の概要

- 25年度 沖防波堤・海岸堤防工事
- 26年度 海岸堤防工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	8	事業名	災害公営住宅整備事業（鹿島区）		事業番号	D - 4 - 2
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）		南相馬市	
総交付対象事業費		1, 665, 141 千円	全体事業費		1, 665, 141 千円	
事業概要						
災害公営住宅 鹿島区						
候補地 （前回）		構造	戸数	敷地面積		
西町地区		W 平屋（戸建）	20 戸	約 0. 38 ha		
西川原地区		W 平屋（戸建）	20 戸	約 0. 92 ha		
候補地調整中 （今回）			10 戸			
西町地区		R C 3 階	30 戸	約 0. 38 ha		
西川原地区		W 2 階建（戸建）	30 戸	約 0. 92 ha		
候補地調整中 （変更点）			10 戸			
西町地区		W 平屋（戸建）→ R C 3 階	20 戸→30 戸			
西川原地区		W 平屋（戸建）→ W 2 階建（戸建）	20 戸→30 戸			
※西町地区、西川原地区への入居希望が多く寄せられたが、敷地面積が限られているため、構造を変更することにより対応する。						
<南相馬市復興計画 31 頁>						
○復興住宅の整備						
・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
用地取得		平成 24 年度				
概略設計・実施設計		平成 24 年度				
住民説明		平成 24 年度				
造成工事・建築工事		平成 24～25 年度				
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災で 1, 180 戸あまりが家屋の流失または全壊したが、今後住宅再建が困難な方を対象に災害公営住宅を整備し、住宅困窮者を軽減させる。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10・11	事業名	防災集団移転促進事業（鹿島区）	事業番号	D-23-1
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費		7,479,990（千円）	全体事業費		7,739,827（千円）

事業概要

防災集団移転事業として、以下の内容を整備する。

【鹿島区概要】

住宅団地の内訳

約 12.889ha	13 地区	166 戸
(1) 南海老住宅団地		11 戸
(2) 北海老住宅団地		17 戸
(3) 南屋形住宅団地		9 戸
(4) 北右田住宅団地		5 戸
(5) 鹿島(1)住宅団地		6 戸
(6) 鹿島(2)住宅団地		7 戸
(7) 寺内住宅団地		59 戸
(8) 上寺内(1)住宅団地		15 戸
(9) 上寺内(2)住宅団地		6 戸
(10) 上寺内(3)住宅団地		5 戸
(11) 大内住宅団地		7 戸
(12) 烏崎住宅団地		6 戸
(13) 金沢住宅団地		13 戸

移転促進区域の内訳

	6 地区	377 戸
(1) 港・北海老地区		47 戸
(2) 南海老地区		92 戸
(3) 北右田地区		56 戸
(4) 南右田地区		85 戸
(5) 大内地区		27 戸
(6) 烏崎地区		70 戸

【参考－全体概要】

○移転先

	当初計画	8/6 事業計画公表
鹿島区	8 地区 (215 戸)	→ 13 地区 (166 戸)
原町区	10 地区 (321 戸)	→ 15 地区 (187 戸)
小高区	9 地区 (75 戸)	→ 8 地区 (52 戸)
合 計	27 地区 (611 戸)	→ 36 地区 (405 戸)

○移転元 948 世帯(8/6 事業計画公表変更無し)

鹿島区移転促進区域	6 地区
原町区移転促進区域	11 地区
小高区移転促進区域	7 地区

○事業費

	当初計画	8/6 事業計画公表
	218 億円	→ 198 億円

※行政区との協議、移転希望者の意見、土地所有者との交渉により、住宅団地候補地に変更が生じました。

<南相馬市復興計画 31・32 頁>

○住宅再建の支援

・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。

○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）

・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。

※ 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要	
<平成 24 年度> ・実施設計 ・住宅団地工事 ・移転元移転先用地買収 <平成 25 年度> ・住宅団地工事 ・移転元移転先用地買収 ・移転者補助金申請	
東日本大震災の被害との関係	
東日本大震災の津波により、1162 世帯が全壊した。特に甚大な被害を受けた沿岸部については、災害危険区域を指定し、市民の運命・健康及び財産の保護を図る。 このため、災害危険区域には住宅を排除し、新たに安全な宅地を整備する方向で住宅再建を行う。併せて、集団移転先の市民生活コミュニティの生活化を図るため集会施設を整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。	
関連する災害復旧事業の概要	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12・13	事業名	防災集団移転促進事業（原町区）	事業番号	D-23-2
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費		9,125,050（千円）	全体事業費		9,260,867（千円）

事業概要

防災集団移転事業として、以下の内容を整備する。

【原町区概要】

住宅団地の内訳

約 15.072ha	15 地区	187 戸
(1) 北泉住宅団地		10 戸
(2) 泉住宅団地		5 戸
(3) 上高平住宅団地		7 戸
(4) 小川町住宅団地		30 戸
(5) 日の出町住宅団地		13 戸
(6) 上渋佐住宅団地		39 戸
(7) 萱浜(1)住宅団地		16 戸
(8) 萱浜(2)住宅団地		17 戸
(9) 萱浜(3)住宅団地		5 戸
(10) 雫(1)住宅団地		5 戸
(11) 雫(2)住宅団地		6 戸
(12) 大木戸住宅団地		6 戸
(13) 小浜住宅団地		7 戸
(14) 江井住宅団地		5 戸
(15) 小沢住宅団地		16 戸

移転促進区域の内訳

	11 地区	470 戸
(1) 金沢地区		27 戸
(2) 北泉地区		25 戸
(3) 泉地区		22 戸
(4) 上渋佐地区		33 戸
(5) 下渋佐地区		105 戸
(6) 北萱浜地区		99 戸
(7) 萱浜地区		61 戸
(8) 雫地区		34 戸
(9) 小浜地区		20 戸
(10) 江井・下江井・		
堤谷地区	10 戸	
(11) 小沢地区	34 戸	

【参考－全体概要】

○移転先

	当初計画	8/6 事業計画公表
鹿島区	8 地区(215 戸)	→ 13 地区(166 戸)
原町区	10 地区(321 戸)	→ 15 地区(187 戸)
小高区	9 地区(75 戸)	→ 8 地区(52 戸)
合 計	27 地区(611 戸)	→ 36 地区(405 戸)

○移転元 948 世帯(8/6 事業計画公表変更無し)

鹿島区移転促進区域	6 地区
原町区移転促進区域	11 地区
小高区移転促進区域	7 地区

○事業費

当初計画	8/6 事業計画公表
218 億円	→ 198 億円

※行政区との協議、移転希望者の意見、土地所有者との交渉により、住宅団地候補地に変更が生じました。

<南相馬市復興計画 31・32 頁>

○住宅再建の支援

・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住

宅再建の支援を行います。 ○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援） ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 ※ 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください																			
当面の事業概要																			
<平成 24 年度> <table><tr><td><旧警戒区域外></td><td><旧警戒区域内></td></tr><tr><td>・実施設計</td><td>・基本設計・測量</td></tr><tr><td>・住宅団地工事</td><td>・移転元移転先用地買収</td></tr><tr><td>・移転元移転先用地買収</td><td></td></tr></table> <平成 25 年度> <table><tr><td><旧警戒区域外></td><td><旧警戒区域内></td></tr><tr><td>・住宅団地工事</td><td>・実施設計</td></tr><tr><td>・移転元移転先用地買収</td><td>・住宅団地工事</td></tr><tr><td>・移転者補助金申請</td><td>・移転元移転先用地買収</td></tr><tr><td></td><td>・移転者補助金申請</td></tr></table>		<旧警戒区域外>	<旧警戒区域内>	・実施設計	・基本設計・測量	・住宅団地工事	・移転元移転先用地買収	・移転元移転先用地買収		<旧警戒区域外>	<旧警戒区域内>	・住宅団地工事	・実施設計	・移転元移転先用地買収	・住宅団地工事	・移転者補助金申請	・移転元移転先用地買収		・移転者補助金申請
<旧警戒区域外>	<旧警戒区域内>																		
・実施設計	・基本設計・測量																		
・住宅団地工事	・移転元移転先用地買収																		
・移転元移転先用地買収																			
<旧警戒区域外>	<旧警戒区域内>																		
・住宅団地工事	・実施設計																		
・移転元移転先用地買収	・住宅団地工事																		
・移転者補助金申請	・移転元移転先用地買収																		
	・移転者補助金申請																		
東日本大震災の被害との関係																			
東日本大震災の津波により、1162 世帯が全壊した。特に基大な被害を受けた沿岸部については、災害危険区域を指定し、市民の運命・健康及び財産の保護を図る。 このため、災害危険区域には住宅を排除し、新たに安全な宅地を整備する方向で住宅再建を行う。併せて、集団移転先の市民生活コミュニティの生活化を図るため集会所施設を整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。																			
関連する災害復旧事業の概要																			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。																			
関連する基幹事業																			
事業番号																			
事業名																			
交付団体																			
基幹事業との関連性																			

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)		事業番号	C-1-1												
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)		福島県													
総交付対象事業費		128,075(千円)	全体事業費		128,075(千円)													
事業概要																		
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成及び経済効果算定を行う。 ハード事業は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を予定。 当初は 581ha にて実施計画を策定していたが、調査を進めるにあたり、追加編入要望があり、追加編入について地元合意形成が図られたことから、実施計画策定面積を 796ha に変更したい。 また、原町東地区(旧 大甕東部地区)の水源施設である洪佐堰が津波による被災を受けており、上流に位置する西殿堰との合口を含めた検討を追加したい。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>面積</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>当初計画</td><td>581ha</td><td>104,600 千円</td></tr><tr><td>変更計画</td><td>796ha (1 式)</td><td>116,075 千円 12,000 千円</td></tr><tr><td>増 減</td><td>215ha 増</td><td>23,475 千円増</td></tr></tbody></table> 受益面積 A=796ha(右田他2地区) なお、地元合意形成を図る過程で、地区名が変更となっている。 ○右田地区 → 右田・海老地区 ○真野地区(地区名変更無し) ○大甕東部地区 → 原町東地区 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策3(経済復興)ー基本施策3-1(産業の再生)ー主な方策(農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 (3) 新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。								面積	金額	当初計画	581ha	104,600 千円	変更計画	796ha (1 式)	116,075 千円 12,000 千円	増 減	215ha 増	23,475 千円増
	面積	金額																
当初計画	581ha	104,600 千円																
変更計画	796ha (1 式)	116,075 千円 12,000 千円																
増 減	215ha 増	23,475 千円増																
当面の事業概要																		
<平成 24 年度> 実施計画策定																		
<平成 25 年度> なし																		
東日本大震災の被害との関係																		
東日本大震災の津波により、南相馬市沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。 地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新た																		

な土地利用計画に基づくほ場整備を実施するための事業計画書作成及び経済効果算定を行う。

津波被災割合(津波被災エリア面積／地区面積)・・・1,209/1,229＝98%

(右田 504/504＝100%、真野 221/221＝100%、大甕東部 484/504＝96%)

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	事業番号	C-4-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		南相馬市（間接）
総交付対象事業費		662,340（千円）	全体事業費		2,599,340（千円）
事業概要					
地震津波等により被害を受けた農地、農業用施設等の除染・除塩や復旧事業を進めるとともに、農業者が、安全・安心な農産物の生産・加工・販売ができる環境整備により、農業者の経営支援に取り組む。 ■農業用施設整備 ◇被災農家経営農業機械貸与支援事業 総事業費 2,599,340 千円 被災を受けた農業経営体に対するトラクター・コンバイン等の機械及び機械格納庫の設置を行い貸付する。 機械及び施設等（トラクタ、コンバイン、乾燥調製施設、育苗施設） 405 台 格納庫 12ヶ所 H24：382,340 千円 H25：1,532,000 千円 H26：685,000 千円 <南相馬市復興計画 33 頁> ○農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩） ・地震や原発事故により被害を受けた農地、森林、農業用・漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業を進めるとともに、農林水産業者が安全・安心な農林水産物の生産・加工・販売ができるような環境整備により、農林水産業者の経営支援に取り組みます。 ・被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図ります。 <南相馬市復興計画 36 頁> ○安定経営を目指した複合経営の促進（E D E N計画） ・植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・販売、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 施設及び対象者選定の基準、関係例規の制定。 農地の復旧状況を考慮しながら、トラクター等耕起関連の機械を中心に整備する。 復興計画に基づいた、地域ごとの営農組織の整備 <平成 25 年度> 作付再開の状況を考慮しながら、播種、収穫乾燥調整機械の整備を図る。 複合経営化の促進のための園芸施設の整備					
東日本大震災の被害との関係					
地域の担い手となる農業者が、東日本大震災の津波被害により、園芸施設等農業用施設や機械・格納庫等の多くを喪失したことに加え、新たな放射能被害に遭遇していることから農作物の風評被害に対抗した新作物栽培の振興を図る。 本事業を導入することで、復興交付金事業計画の「震災の被害からの復興に関する目標」に掲げられている「逆境を					

飛躍に変える創造と活力ある経済復興」の達成を本市の基幹産業である農業再生を図ることで目指す。

被害状況

別紙事業概要のとおり

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（効果促進事業）		事業番号	◆C-4-1-1
交付団体		南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費		60,492（千円）		全体事業費	97,873（千円）	
事業概要						
津波により被災した農業用施設の再整備や新たな取り組みにより生産された農産物を、最大限に活用し復興に結びつけてゆく為に、新たな特産品開発・加工品開発を行うとともに、開発された産品の販路開拓をする為に、企画・営業・販売の人材育成を併せて行う。このことにより農村の復興はもとより、被災地域全体の産業の振興、雇用確保等による効果的な地域経済の復興を図る。 H24 委託料 23,111 千円（配分済） H25 委託料 37,381 千円 <南相馬市復興計画 33 頁> ○農林水産業への支援（農地の再整備、漁業関連施設の整備、生産法人化による産業の再建、経営の複合化、除塩） ・地震や原発事故により被害を受けた農地、森林、農業用・漁業用施設などの除染・除塩事業や復旧事業を進めるとともに、農林水産業者が安全・安心な農林水産物の生産・加工・販売ができるような環境整備により、農林水産業者の経営支援に取り組みます。 <南相馬市復興計画 36 頁> ○安定経営を目指した複合経営の促進（E D E N 計画） ・植物工場や花卉工場などを活用した農産物の生産、大規模化や複合化などによる農業経営の強化、加工・強化、エネルギー供給などを一体的に行う複合経営の促進により、農林水産業の再興、地域産業の活性化、通年雇用の実現を目指す。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
H24 特産品開発・販路拡大等業務委託 H25 特産品開発・販路拡大等業務委託						
東日本大震災の被害との関係						
津波により甚大な被害を受けて、約 3 割の農地が流失・湛水するとともに、その他、排水機場をはじめ、ため池・排水路・農道など多くの施設が崩壊した。 このことにより、当該産業の後継者が減少し農村の存続が危ぶまれている。 これを踏まえ、農業の環境整備を図るため実施する被災地域農業復興総合支援事業に合わせ、地域振興を図る産品開発、新たな販路の確保・開拓を目指し、被災した農業者等の雇用の確保を図る。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-4-1
事業名	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
交付団体	南相馬市
基幹事業との関連性	
基幹事業により再整備する農業用施設を最大限に利用する為に、加工品開発を含めた生産品目の選定を進めるとともに、販路の開拓、営業、企画をする人材育成を併せて行う。このことにより農作物の振興はもとより、被災地域全体の産業の振興、雇用確保等による効果的な地域経済の復興を図る。	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路) 高見町北萱浜線	事業番号	D-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	144,000 (千円)		全体事業費	162,000 (千円)	
事業概要					
高台移転等に伴う道路整備 ・ 高見町北萱浜線 L=860m, W=4.0(5.0)m <南相馬市復興計画 37 頁> ○交通インフラの整備 (常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設) ・ 常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施設計 (配分) <平成 25、26 年度> 用地買収、改良・舗装工事					
東日本大震災の被害との関係					
本路線の沿線には防災集団移転箇所および集落センターが点在していることから相互間を連絡する道路を構築し、震災前のように集落間のコミュニティが図れるようにする。 また、迅速な避難および被災後の支援物資等の輸送路確保を図るためにも道路改良が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
・ 被災地域については、農地災害復旧事業 (原町東地区) を進めており本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路)(主)原町海老相馬線整備	事業番号	D-1-2
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	1,410,000(千円)		全体事業費	1,500,000(千円)	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区～南相馬市南海老地区間において計画されている「ほ場整備事業」(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画))と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。 烏崎地区の防集移転地から真野川漁港周辺の平地部を經由し、南海老地区の防集移転地を結び、相馬市蒲庭地区へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートで BP 区間と現道活用区間の 2 工区にて計画している。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北側の BP 区間は沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、現形復旧が不可能となることより、隣接する農地にてほ場整備事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画))エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。南側の現道活用区間は、地盤沈下分を嵩上げする盛土構造として整備するものである。 また、この道路整備は、海岸防災林(林野庁事業)と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての役割もあり、防災集団移転規模の縮小に寄与し、現地再建を可能にする効果を有している。 現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量及び調査・設計に着手したいと考えている。 本路線は南相馬市復興計画にて「復興にかかるインフラ整備」の位置付けとなっており地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。 (道路延長等) ・延長 L=約 3.5km W=6.0(10.0)m <南相馬市復興計画 38 頁> ○交通インフラの整備参照 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>測量、調査、設計					
<平成 25 年度>用地買収と一部工事に着手予定					
東日本大震災の被害との関係					
現道の原町海老相馬線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、南海老地区及び烏崎地区は津波により全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。 また、この道路整備は海岸防災林と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての効果有している。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	道路事業（市街地相互の接続道路）（一）北泉小高線整備	事業番号	D-1-3
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	1,350,000（千円）		全体事業費	1,500,000（千円）	
事業概要					
本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた南相馬市下^{しもしづさ}浜佐地区と^{しどけ}雫 地区間において計画されている「ほ場整備事業」（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画））と連携し、幹線道路の付け替えを行うものである。 下^{しもしづさ}浜佐地区の防集移転地から平地部を経由し、^{しどけ}雫 地区の防集移転地へ続く移転後の集落を相互に結ぶルートで現道部を最大限に活用する計画としている。 現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、北部は新たに工業団地の立地が計画されているため、その土地利用状況に合わせた縦断計画（盛土構造）とし、南部については沿岸部に海岸防災林（農林水産省事業）計画エリアになることより現形復旧が不可能となることから、一体的に隣接するほ場整備エリア内に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。 この道路整備は海岸防災林（林野庁事業）と一体的に整備することにより内陸部の既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての役割もあり、防災集団移転の移転規模の縮小に寄与し、現地再建を可能にする効果を有している。 現在、ほ場整備事業との事業調整中であり、本年より測量及び調査・設計に着手したいと考えている。 本路線は南相馬市復興計画にて「復興にかかるインフラ整備」の位置付けとなっており地域住民の期待も高く、早期完成が望まれている路線である。 （道路延長等） ・L=約 3.5km W=6.0（10.0）m ＜南相馬市復興計画 38 頁＞○交通インフラの整備参照 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞測量、調査、設計 ＜平成 25 年度＞用地買収と一部工事に着手予定					
東日本大震災の被害との関係					
現道の北泉小高線は、沿岸部の部落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流出し、全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。 また、海岸防災林と本路線を一体的に整備することにより既存部落の浸水被害を減少させる「二線堤」としての効果有している。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	(なし)
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	27	事業名	復興作業支援事業		事業番号	◆D-23-1-1												
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)		南相馬市 (直接)													
総交付対象事業費		250,000 (千円)	全体事業費		250,000 (千円)													
事業概要																		
東日本大震災による被害からの復旧・復興を促進するため、不足している復旧・復興に従事する者等の住宅について、民間事業者による整備を促すため、負担軽減を図る支援を行う。 ○復興住宅施設建設促進事業 (建設時支援) 集合住宅等整備費相当分として、1 戸あたり建設費用の 10% を補助する。 (上限額 500 千円) 事業費 H 2 4 年度 500 千円 × 200 戸 = 100,000 千円 (配分済) H 2 4 年度 500 千円 × 100 戸 = 50,000 千円 H 2 5 年度 500 千円 × 200 戸 = 100,000 千円 ※H 2 4 年 8 月現在までの実績、及び相談の状況、除染作業の本格化などの復興・復旧に係る動向を踏まえ今後の事業費を想定した。 ・ H 2 4 年度実績・見込み (H24. 7~11 月) <table border="1"><tr><td>申請件数</td><td>6 件</td><td>6 2 戸</td><td>30,758 千円</td></tr><tr><td>申請見込 (協議中)</td><td>7 件</td><td>1 7 6 戸</td><td>88,000 千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>2 3 8 戸</td><td>118,758 千円</td></tr></table> ・ H24 年度の申請件数を上記実績・見込みを含め 300 戸と想定し、不足分を 100 戸とする。 ・ H25 年度の件数を 300 戸 (1 年) × 約 7 割減 = 200 戸 <南相馬市復興計画 34 頁> ○雇用創出・確保 (復旧復興に関する工事や事業に地元人材を雇用) ・ 復旧復興に従事する作業員をはじめ、新たな市民の住宅を確保するなど、定住環境を整備するとともに、人材育成環境を整備します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください							申請件数	6 件	6 2 戸	30,758 千円	申請見込 (協議中)	7 件	1 7 6 戸	88,000 千円	合 計		2 3 8 戸	118,758 千円
申請件数	6 件	6 2 戸	30,758 千円															
申請見込 (協議中)	7 件	1 7 6 戸	88,000 千円															
合 計		2 3 8 戸	118,758 千円															
当面の事業概要																		
<平成 24 年度> 補助金交付 300 戸 <平成 25 年度> 補助金交付 200 戸																		
東日本大震災の被害との関係																		
東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、市内の住宅ストックが大きく減少し、復旧・復興に従事する者等の宿泊施設の確保が困難になった。 【震災等による住宅数の減少】 市内のアパート等の住宅数は震災前には約 5,000 室 (戸) 程度であったが、震災及び津波被害、原発事故の影響により主に警戒区域内などで 1,000 室が活用できない状態となっている。 【復興作業による住宅需要の増加】																		

沿岸部を中心とした津波被害の復旧復興作業や医療・福祉関連等の復旧が本格化する中で、以下のような具体的な有宅需要増加の状況が発生している。

- ・ 原町火力発電所の復旧工事に約3,000人の作業員が必要になるが、このうち半数以上の人員については宿泊場所が市内に無いため、福島市、仙台市などからバスでの送迎を行っている。
- ・ 震災に起因する原発事故対応のうち、除染作業を実施する人員約1,000人分の宿泊場所が市内で確保できない。
- ・ 住民帰還のための生活環境の整備には、医療・福祉関連施設の復旧が急務であり、その対応に要する従事者の住宅の確保は困難となっている。
- ・ 警戒区域の見直しなどが予定される中で、地域の住民感情としては「故郷の近くで住み、活動したい」という声が多く聞かれ、この状況に対応することが地域の復旧復興を促進し、早期の住民帰還にも結びつくことになると考えられるが、このことにより警戒区域に隣接した都市機能を保有する本市に対する住宅需要増に繋がっている。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-23-1
事業名	防災集団移転促進事業
交付団体	南相馬市

基幹事業との関連性

基幹事業である「防災集団移転」による新たな生活環境の構築を推進し「安心、安全な暮らし」を実現するためには、復旧復興に従事する者などの住宅を確保するとともに、集団移転による戸建て住宅建設を希望しない市民や、新たな市民の定住環境を整備する必要がある。

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29・40	事業名	防災集団移転促進事業（小高区）	事業番号	D-23-3
交付団体	南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）		
総交付対象事業費	2,265,141（千円）	全体事業費	2,803,071（千円）		

事業概要

防災集団移転事業として、以下の内容を整備する。

【小高区概要】

住宅団地の内訳

約 5.162ha	8 地区	52 戸
(1) 塚原住宅団地		14 戸
(2) 小高住宅団地		5 戸
(3) 大井住宅団地		6 戸
(4) 岡田住宅団地		5 戸
(5) 福岡住宅団地		7 戸
(6) 角部内住宅団地		5 戸
(7) 蛸沢住宅団地		5 戸
(8) 浦尻住宅団地		5 戸

移転促進区域の内訳

	7 地区	101 戸
(1) 塚原地区		19 戸
(2) 村上地区		31 戸
(3) 角部内地区		10 戸
(4) 井田川・下蛸沢地区		23 戸
(5) 浦尻地区		9 戸
(6) 下浦地区		9 戸

【参考－全体概要】

○移転先

	当初計画	8/6 事業計画公表
鹿島区	8 地区 (215 戸)	→ 13 地区 (166 戸)
原町区	10 地区 (321 戸)	→ 15 地区 (187 戸)
小高区	9 地区 (75 戸)	→ 8 地区 (52 戸)
合 計	27 地区 (611 戸)	→ 36 地区 (405 戸)

○移転元 948 世帯(8/6 事業計画公表変更無し)

鹿島区移転促進区域	6 地区
原町区移転促進区域	11 地区
小高区移転促進区域	7 地区

○事業費

当初計画	8/6 事業計画公表
218 億円	→ 198 億円

※行政区との協議、移転希望者の意見、土地所有者との交渉により、住宅団地候補地に変更が生じました。

<南相馬市復興計画 31・32 頁>

○住宅再建の支援

・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。

○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）

・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。

※ 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要	
<平成 24 年度> ・ 基本設計・測量 ・ 移転元移転先用地買収 <平成 25 年度> ・ 実施設計 ・ 住宅団地工事 ・ 移転元移転先用地買収 ・ 移転者補助金申請	
東日本大震災の被害との関係	
東日本大震災の津波により、1162 世帯が全壊した。特に甚大な被害を受けた沿岸部については、災害危険区域を指定し、市民の運命・健康及び財産の保護を図る。 このため、災害危険区域には住宅を排除し、新たに安全な宅地を整備する方向で住宅再建を行う。併せて、集団移転先の市民生活コミュニティの生活化を図るため集会施設を整備する。 ※区域の被害状況も記載して下さい。	
関連する災害復旧事業の概要	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	31	事業名	道路事業 (市街地相互の接続道路) 2-8 号	事業番号	D-1-4
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費		64,200 (千円)	全体事業費	65,000 (千円)	
事業概要					
◆ 道路事業 (市街地相互の接続道路) - 鹿島区 2 - 8 号線 (南相馬市鹿島区八沢地区) - L = 500m, W = 4.0 (5.0) m <南相馬市復興計画 37 頁> ○交通インフラの整備 (常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設) - 常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施設計 <平成 25、26 年度> 用地買収、改良・舗装工事 <平成 27 年度> 用地買収 (ほ場整備用地費清算)					
東日本大震災の被害との関係					
震災当日、津波により壊滅的な被害を受けたため接続道路が寸断され、各集落が孤立した経緯があり、避難および支援物資等を輸送するにも困難をきたした。 また、この地区においては全体的に地盤沈下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮及び大雨時に冠水する危険がある。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難および被災後の支援物資等の輸送路を確保しつつ、最低限の浸水被害を防ぐため道路の嵩上げ等改良が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、農地災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	880,000 (千円)		全体事業費	1,760,000 (千円)	
事業概要					
○住宅、建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業) 〔目的〕 がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域(災害危険区域等)において危険住宅の移転を行う者に対して助成を行う 〔内容〕 対象要件: ①建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づき指定した災害危険区域 ② " 第 40 条の規定に基づき建築を制限した区域 ③土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき福島県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 補助内容: ①除却等費: 危険住宅の除却等に要する費用(限度額: 780 千円/戸) ②建物助成費: 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用 (限度額: 建物 4,440 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 580 千円の計 7,080 千円/戸) 〔対象戸数〕 ①H24.5.31 現在の意向調査による個人移転希望 214 件 回収率 66.2%である ②津波被害を受けた土砂災害特別警戒区域内にある住戸 10 214+10=224 戸 〔事業費の算出〕 224 戸 × 7,860 千円=1,760,640 ÷ 1,760,000 千円 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 交付対象 56 件 (配分済)					
<平成 25 年度> 交付対象 56 件					
東日本大震災の被害との関係					
津波被害により甚大な被害を受けた地域について「災害危険区域」を設定し、その区域からの移転として防災集団移転事業があるが、当制度の利用により個人移転をする方への助成が可能となる。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 (南相馬市浄化槽設置整備復興事業)	事業番号	E-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	137,862 (千円)		全体事業費	256,680 (千円)	
事業概要					
■移転等による住宅等再建支援 津波被害を受け災害危険区域外に移転する者に対し、住宅等の再建を支援するため、汚水を処理するための浄化槽の設置費用の一部を補助する。 また、災害危険区域外において、地震・津波被害を受け、住宅等を再建する者に対しても同じく浄化槽の設置費用の一部を補助する。加えて、住宅等の被害は少ないが、合併処理浄化槽のみが被災(浮上・沈下・槽の破裂に伴う漏水)した為、浄化槽を入替する者に対しても設置費用の一部を補助する。 ①集団移転：229件、②個別移転：171件 ※移転アンケート回収率66.2% ③地震被害による住宅等再建：80件、④津波被害による住宅等再建：36件 ⑤被災した浄化槽の入替：100件(小高区分除く) ■旧下水道地域浄化槽整備 津波被害により下水道施設が損壊し、下水道を復旧しない地域(下水道法第4条に基づく事業計画区域外)でかつ災害危険区域外において下水道から浄化槽に転換する者に対し、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 浄化槽への転換：4件 <南相馬市復興計画 27項、31項> ○インフラの復旧・応急処置 上下水道施設の早期復旧 ○住宅再建の支援 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 105件補助 事業費414千円×105件=43,470千円 <平成 25 年度> 228件補助 事業費414千円×228件=94,392千円					
東日本大震災の被害との関係					
津波及び地震被害を受けた者の住宅再建支援として補助が必要である。また、損壊した下水道に替わり汚水を処理する浄化槽整備のため補助が必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
防災集団移転促進事業					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	罹災者住宅移転発掘調査事業		事業番号	A-4-4
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)		南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	24,000 (千円)		全体事業費		58,200 (千円)	
事業概要						
遺跡内における被災した個人の住宅再建に伴い、埋蔵文化財の有無、所在する場合の範囲及び性質等を明らかにするため、試掘・確認調査を実施する。また、試掘・確認調査の結果、やむを得ず埋蔵文化財を破壊することになった場合には、記録保存調査を実施する。 ○想定される総事業量 ・東日本大震災により半壊以上の被害を受けた住宅数のうち、公共事業による供給戸数を減じた戸数は 301 件となり、 ・市内の住宅地における周知の埋蔵文化財包蔵地の面積の占める割合は、約 14.5% であることから、 試掘・確認調査の対象は、301 件 $\times$ 14.5% $\div$ 44 件となる。 ・また、市内の過去の実績から試掘・確認調査のうち記録保存調査となる割合は、約 20% であるため 記録保存調査件数は、44 件 $\times$ 20% $=$ 9 件となる。 ○事業量想定 現在の個人住宅建設等の問い合わせ状況から想定すると、試掘・確認調査は平成 25 年度までに 30 件、本発掘調査は 3 件が想定される。 なお、本市における個人住宅の面積は 500 m^2 程度であり、試掘調査はその 10% を対象としており、平均的な m^2 単価は、試掘調査 6 千円/m^2、本発掘調査 10 千円/m^2 である。 よって、 平成 25 年度の事業量は、 試掘・確認調査は、30 件 $\times$ 500 $\text{m}^2 \times 0.1 \times$ 6 千円 $=$ 9,000 千円 本発掘調査は、3 件 $\times$ 500 $\text{m}^2 \times$ 10 千円 $=$ 15,000 千円、となる。 <南相馬市復興計画 31 頁> ○住宅再建の支援 ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。 <南相馬市復興計画 37 頁> ○災害に強い都市基盤の整備 (集団移転、防潮堤・防災林の整備、道路・河川堤防のかさ上げ等) ・海岸部全延長の防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げ、防災林の整備及び道路のかさ上げ等を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。						
当面の事業概要						
<H25 年度> 試掘・確認調査 30 件、本発掘調査 3 件						
東日本大震災の被害との関係						
本市の沿岸部は、東日本大震災による津波等により壊滅的な被害を受けたため、災害危険区域と						

し、区域外への住宅移転を進めている。そのため、防災集団移転、災害公営住宅の建設及び個人での住宅移転など、新たな住宅地開発が行われることから、本事業による文化財調査が必要となっている。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	出土遺物整理収蔵施設整備事業	事業番号	◆A-4-3-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市	
総交付対象事業費	101,492 千円		全体事業費	101,492 千円	
事業概要					
埋蔵文化財発掘調査で出土する遺物等を整理・収蔵する施設を整備する。 施設の規模・内容 整理作業棟 300㎡ 水洗室 1 室、復元 1 室、実測室 1 室、撮影室 1 室、記録資料保管室 1 室、事務休憩室 1 室、トイレ等 収蔵棟 600㎡ 棚を設置し、効果的な収蔵を行う。 現状の計算で、一般的なコンテナ (遺物収納箱) 1, 800 箱が収蔵可能 遺物出土量の想定 合計 1, 458 箱と想定 試掘調査 1 箇所あたり 2 箱 × 84 箇所 = 168 箱 本調査 1 箇所あたり 20 箱 × 48 箇所 = 960 箱 犬這五畝田遺跡 330 箱 民間所有施設の取得 土地 1, 292. 2㎡ 建物 596. 52㎡ (整理作業 2 階 (303. 07㎡)、収蔵 1 階 (293. 45㎡)) 隣接民有地の取得 土地 1, 152. 0㎡、収蔵棟 新設 300㎡ <南相馬市復興計画 31 頁> ○住宅再建の支援 ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。 <南相馬市復興計画 37 頁> ○災害に強い都市基盤の整備 (集団移転、防潮堤・防災林の整備、道路・河川堤防のかさ上げ等) ・海岸部全延長の防潮堤の整備、河川堤防のかさ上げ、防災林の整備及び道路のかさ上げ等を行うとともに、防災集団移転促進事業による災害危険区域外への移転を促進するなど、災害に強い都市基盤の整備を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
平成 25 年度 用地・建物取得、収蔵棟の建築					
東日本大震災の被害との関係					
埋蔵文化財発掘調査により出土する遺物を整理する施設として、南相馬市は、生涯学習施設である南相馬市文化センターの一部を利用して行っていた。東日本大震災の地震により、同センターが損壊し、取り壊しをすることになり、発掘調査で出土する遺物を整理・収蔵する代替施設を別途整備する必要がある。 今後、高台移転等に伴う多くの発掘調査や、個人住宅等に伴う発掘調査などによって、大量に出土することが確実な遺物を整理、収蔵する施設を整備することは、南相馬市の復興事業を促進する上で必要不可欠な要件であることから、新たに埋蔵文化財の収蔵庫を確保するものである。					

関連する災害復旧事業の概要

平成 2 4 年度以降

防災集団移転促進事業 調査箇所 33 箇所

- 小高区 諏訪原遺跡、大井地区、大井花輪遺跡、大井原遺跡、清信遺跡、杉平古墳群、飯崎館跡、岡田地区、下岩崎横穴墓群、角部内南台遺跡、蛭沢地区、浦尻地区
- 鹿島区 大森遺跡、北海老地区、南屋形横穴墓群、烏崎地区、大内館跡、南館下地区、八郎内遺跡、寺内地区、小池地区
- 原町区 金沢地区、小川町地区、泉地区、浦頭遺跡、原田遺跡、原山遺跡、萱浜地区、雫地区、小浜地区、下江井 A 地区、下江井 B 地区、小沢地区

災害公営住宅整備事業 調査箇所 6 箇所

- 小高区 万ヶ迫地区、東町二丁目地区
- 鹿島区 西川原地区、西町一丁目地区
- 原町区 大町二丁目地区、大町三丁目地区

平成 2 5 年度以降

民間事業

罹災者移転 調査箇所 試掘調査 44 箇所、本調査 9 箇所

県施工高盛り土道路

原町区 犬這五畝田遺跡

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-4-1
事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
交付団体	市

基幹事業との関連性

埋蔵文化財発掘調査は、現地調査後に、出土した遺物を整理し、発掘調査報告書を刊行し完了となる。

南相馬市においては、出土遺物を整理するための施設が、地震被害により取り壊しのため、確保ができない。

したがって、大量に出土することが確実な遺物を整理し、収蔵する施設を整備しなければ、南相馬市における復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の促進に大きな支障をきたすこととなる。

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	道路事業（市街地相互の接続道路）萱浜零線	事業番号	D-1-5
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	132, 000（千円）		全体事業費	487, 000（千円）	

事業概要

本事業は、津波被害を受けた萱浜地区と雫地区から高台等へ移転する集落と集落を結ぶ接続道路として整備する。現道は、幅員が狭く歩道が整備されていないが、今後、高台移転により移転前の集落が分断され、当該道路沿線上に点在することや同じく沿線上に地域の集落センターがあることから交通量の増加が見込まれ、安全な交通の確保ができないため、防災集団移転促進事業と合せて拡幅等の道路改良を行う。

市街地相互の接続道路

- ・ 萱浜零線

L=1, 850m, W=6. 0(10. 0) m

<南相馬市復興計画 37 頁>

○交通インフラの整備（常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設）

・常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道 6 号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 25 年度> 実施設計、用地買収、改良工事（※今回申請）

<平成 26、27 年度> 用地買収、改良・舗装工事

東日本大震災の被害との関係

本路線の沿線には防災集団移転箇所や個人での高台移転箇所が点在し、また、集落センターがあることから交通量の増加が見込まれるため歩道を伴った道路を施し、集落間の交通安全を確保しながら震災前のようにコミュニティが図れるようにする。

関連する災害復旧事業の概要

・被災地域については、農地災害復旧事業（原町東地区）を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	D - 5 - 1
交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)		南相馬市	
総交付対象事業費		27, 124 千円	全体事業費		5, 127, 940 千円	
事業概要						
災害公営住宅の入居者の家賃負担を軽減するため、家賃の低廉化を実施する。						
対象 戸数 供用開始時期 事業費						
平成 25 年度						
(小高区)						
岡田地区 万ヶ迫団地 20 戸 平成 26 年度 0 円						
東町地区 農協跡地外 20 戸 平成 26 年度 0 円						
計 40 戸 0 円						
(鹿島区)						
西町地区 30 戸 平成 25 年度 5, 040 円						
西川原地区 30 戸 平成 25 年度 16, 884 千円						
候補地調整中 10 戸 平成 26 年度 0 円						
計 70 戸 21, 924 千円						
(原町区)						
大町地区 (3 箇所)						
旧市立病院跡地 50 戸 平成 25 年度 5, 200 千円						
大町駐車場 } 50 戸 平成 26 年度 0 円						
" } 20 戸 平成 26 年度 0 円						
候補地調整中 120 戸 平成 26 年度 0 円						
計 240 戸 5, 200 千円						
合計 350 戸 27, 124 千円						
<南相馬市復興計画 31 頁>						
○復興住宅の整備						
・震災により被災した市民のうち、自力での住宅再建が困難な世帯を対象とした災害公営住宅を整備します。						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
供用開始						
平成 25 年度 平成 26 年度 合計						
小高区 0 戸 40 戸 40 戸						
鹿島区 60 戸 10 戸 70 戸						
原町区 50 戸 190 戸 240 戸						
合計 110 戸 240 戸 350 戸						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災で 1, 180 戸あまりが家屋の流失または全壊したが、今後住宅再建が困難な方を対象に災害公営住宅を整備し、住宅困窮者を軽減させる。						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

東日本大震災で1,180戸あまりが家屋の流失または全壊したが、今後住宅再建が困難な方を対象に災害公営住宅を整備し、住宅困窮者を軽減させる。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 2 4 年 1 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	41	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)		事業番号	C-1-3
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)		福島県	
総交付対象事業費		20,000 (千円)	全体事業費		320,000 (千円)	
事業概要						
東日本大震災の津波により、真野川漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にあり、漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。このため、漁業関係者をはじめとした背後集落の復興にあわせ、漁港の緑地等を整備し、良好な漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。 【真野川漁港 漁港環境施設・改修 (緑地・便所・休憩所等) N=1 式】						
当面の事業概要						
<平成 25 年度> 測量・設計 (広場、駐車場、通路、便所、植栽、その他施設設計) <平成 26 年度> 本工事 (広場、駐車場、通路、植栽、その他施設工事) <平成 27 年度> 本工事 (広場、駐車場、通路、便所、その他施設工事)						
東日本大震災の被害との関係						
東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。						
関連する災害復旧事業の概要						
①前面の岸壁・防波堤等の漁港施設 : 漁港災害復旧工事 (県施工) ②水産業共同利用施設: 水産業共同利用施設復興整備事業 (市施工)						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（金沢・北泉）	事業番号	C-1-4
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県	
総交付対象事業費	687,000（千円）		全体事業費	1,198,340（千円）	
事業概要					
津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）で実施する。 受益面積 A=55ha 【南相馬市復興計画の記載】 主要施策 3（経済復興）－基本施策 3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援） 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。 【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり 農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施設計、境界測量、換地業務 <平成 25 年度> 実施設計、換地業務、用買・補償					
東日本大震災の被害との関係					
①東日本大震災により発生した津波により、南相馬市の沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。 ②地震による地盤沈下(30～40 cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。 ③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。 ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。 （農地面積 A=55ha、査定額 364,801 千円） 津波被災割合（津波被災ⅡⅦ面積／地区面積）・・・64／66＝97%					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	